

O3M

社団法人
大阪ビルメンテナンス協会
会報

こみゆにけ〜しよんず



Vol. 爽
69 秋号

2006 AUTUMN

契約制度推進委員会・特別講演～平成18年7月18日開催

「指定管理者制度導入の最新情報と今後の公募案件予測と対策
及び契約現場の運営管理上の問題点について」

(ビルメンテナンス業としてどう対応し、取り組むか)

マネジメント21

代表 松 本 卓 三

1. 平成18年3月末での指定管理者導入結果

1) 全国での指定管理者導入施設データ分析

全体動向：

- ・指定管理者制度を導入した施設：公施設全体の20.7%
- ・直営施設数：公施設全体の76.4%
- ・管理委託施設から指定管理者への移行済：11.8%

平成18年4月1日現在の導入状況

	全 体	都道府県
公の施設数 ①	203,942	9,472
指定管理者指定済み施設数 ②	42,134 (公 募：13,548) (非公募：28,576)	5,556 (公 募：3,297) (非公募：2,259)
全体での指定した施設割合 ①／②	20.7%	58.7%

2) 民間企業の受託実績と受託施設分析

指定管理者内訳	全 体			指定済施設		
	合 計	公 募	非公募	合 計	公 募	非公募
4月1日現在指定管理者が管理する施設数	42,124	13,548	28,576	5,556	1,297	4,259
指定済施設で民間企業指定の施設数	3,438	3,196	242	462	462	0
指定済施設でNPO法人指定の施設数	800	513	287	71	68	3
指定済施設で外郭団体指定の施設数	17,801	4,980	12,821	2,862	1,500	1,362
指定済施設で元の管理委託団体指定施設数	27,540	6,815	20,725	3,882	2,334	1,548
民間企業指定の割合	8.2%	23.6%	0.8%	8.3%	35.7%	0.0%
NPO法人指定の割合	1.9%	3.8%	1.0%	1.3%	1.2%	0.2%
外郭団体指定の割合	40.5%	36.8%	42.3%	51.5%	49.3%	54.6%
元の管理委託団体指定の割合	65.4%	50.3%	72.5%	69.9%	64.1%	73.2%

3) 各自治体の開放度分析

指定済施設の比率ランキング
《指定管理者が管理する全施設数が100以上の自治体対象》

順位	自治体名	全施設数対 指定管理者指定 施設数比率 (%)	指定管理者を 指定した施設数 (非公募含む)	全施設数
1	大 阪 府	96.1	444	462
2	愛 知 県	94.8	403	425
3	宮 城 県	91.2	333	365
4	河内長野市	88.1	267	303
5	和 泉 市	87.4	599	340
6	兵 庫 県	87.1	126	688
7	長 崎 県	85.9	328	149
8	神 奈 川 県	85.2	222	385
9	茨 城 県	83.8	183	265
10	四 街 道 市	83.6	481	219
11	旭 川 市	81.0	267	594
12	福 岡 県	80.2	305	333
13	小 松 市	79.6	117	383
14	稲 城 市	78.5	377	149
15	市 原 市	78.4	151	481
49	大 阪 市	49.0	276	563

注：最低は京都府の4.5%（10/220） 指定管理者導入ゼロ自治体は、北海道夕張市、埼玉県鶴ヶ島市、大阪府門真市、富山県射水市

2. 平成18年4月以降の指定管理者公募の見通し

1) 今後の新規指定管理者公募施設の予測

① 4月1日での直営施設数：約155,000

② 指定管理者導入が決まっている施設数：1,753

* 市町村合併等のため指定管理者制度導入遅れにより上記のような数値に留まっている。

③ 4月2日以降の新設公施設数：360

その内指定管理者導入が決まっている施設数：162

固有の専門性から原則公募対象外であった美術館・博物館。上下水道まで公募に出されている現状から、上記施設の50%程度は公募対象となる。

2) 自治体外郭団体の動向（生き残りの組織強化策か、民間との共同戦線か？）

① 横浜市のケース：横浜市芸術文化振興財団は、公募結果6勝7敗で半数の施設の運営管理から撤退した。その結果今年応募された「みなとみらいホール」「横浜美術館」「横浜にぎわい座」では、民間企業と組んで最終交渉権を獲得したように、生き残りをかけた戦略を取っている（本財団は、運営面でも市民の評価が高く、芸術文化業界でも非常に質の高い企画運営で有名であったが、それですら自治体財政環境悪化の影響を受けて、民間企業とのジョイントを余儀なくされた。他自治体の外郭団体は一層危機感を持たねばならない）。

② 大阪市のケース：外郭団体（市の出資比率25%以上）を現在の66団体から2007年度までに43団体に削減する計画で既に統廃合・再編などで57団体までに減っているが、これらも官業開放の波の中で、安穏としていられる状況ではなく、下記に説明する「中央公会堂」のようなケースも今後増えると思われる。

③ 高山市のケース：186施設のうち80施設で民間企業を指定管理者に選定したが（全国で3位）注目すべきは52カ所ある上水道施設に指定管理者制度を導入し、地元の管設備業協同組合が代表企業として、金沢市の設計コンサルタント、東京のメンテナンスサービス企業との異色のJV編成で選定されたが、全国レベルで上水道施設は初めてのケースである。

「市民が毎日飲む水を民間に任せるのは如何か？」との市民の声もあったが、3カ月経過して何ら問題ないとの市側の評価である。従い、今後はいかなる分野でも、「聖域」として外郭団体が守れる可能性が無くなってきており、生き残りの道はますます厳しい。

3. 指定済み施設の運営管理上の問題点・課題点

1) 指定管理者との協定書締結時の諸問題点

① 協定書締結が遅れて指定管理業務開始1カ月前になって金額的問題が発生したが、協定書

締結前であり、法的には優先交渉権者のスタンスから金額負担を強いられる場合は、辞退は可能であると判明。自治体側の事務処理遅れが原因であるが、第2位交渉権者との契約交渉には時間が不足してしまい、議会を通過したものの、従来の管理委託者が業務継続する事態も発生したケース

- ②共同事業体が指定管理者に選定された場合に、某自治体では過去の失敗事例（JVメンバー結束が崩れてJV解散になり契約主体が消滅したケース）から最終選定された共同事業体に対して、参加企業間でSPC設立を条件付けしたケースがあり、SPCを設立した方が、発注側は民間企業が逃げ難くて安全と考えている模様（受託側としては、カネ・手間がSPCだと大変でありJVがベターだが）。

2) 指定管理者事業計画上のブラックボックス

- ①自治体側のミスによる費用漏れが協定書の議会承認後に判明した東北地方のケース。
- ②自治体担当部署が他部署の施設修繕計画を把握していなかったために、施設維持管理の予定外費用が発生し、費用負担の追加予算が取れなくてもめた東海地方のケース。
- ③指定管理者が、当然応募要綱に含まれていると思い込んでいた項目が、運営開始後に詳細調査すると、別途費用が発生すると判明したが、予算が無くて泣き寝入りした関西地方のケース。

3) 指定管理者の運営管理現場での問題点

- ①民間JVが指定管理者に選定されたが、従来の管理委託者の外郭団体が嫌がらせで3月末まで引継ぎを拒否して、指定管理者を施設に入らせなかったので指定管理者が困惑したケース。
- ②その他、公募結果で新規指名の指定管理者が、施設の運営管理の引継ぎをする場合に、非協力的な対応が結構あちこちで発生している。
- ③最も問題が多いのは、新規に民間企業が指定管理者として運営管理を開始してから判明するのが、管理書類不備、記録書類保管無し等々で、過去の運営面、施設管理面の履歴・データが見当たらずに、業務処理、対応面で問題発生していることが多い。

4) 事業報告書作成上の問題点と注意事項

- ①平成17年4月に指定管理者が業務開始した施設での、年間事業報告書作成時に、自治体側も指定管理者側も、事業報告書の詳細書式内容については共通認識が無く、指定管理者側として、どこまでの詳細を求められているかが予測出来ず、事業報告書作成（特に決算書数字のブレイクダウンでの人件費明細）に苦慮して、相談を受けたケースが多かった。
- ②某市の指定管理者協定書には、事業収支が委託費の20%（通例の比率）を超えて増額の場合

合（利用料金が増額となって利益が指定管理料の20%以上出た時）次年度の指定管理料は協議事項となり、減額される可能性が高いが、何%なら自治体側は許容できる利益率とみなすかが見えない、との悩ましい相談もあり、今後は年間事業報告書の基準書式が必要になるとと思われる。

5) リスク分担に対する保険付保のやり方

- ①ビルメンテナンスに係わる賠償責任保険では、指定管理者業務のリスクをカバーするのは難しく、オーダーメイドで保険付保する必要があります。
- ②外資系保険会社では、指定管理者保険を見積もってくれる所もあるので、代表企業なら全てのリスクをカバーし、構成企業ならば、自社の責に帰するリスクをカバーしておく必要がある。（案件毎の業務範囲とJV間契約書のリスク負担を確認して保険を付保するべき。）
- ③個人情報漏洩保護保険の付保についても、リスクと保険料を十分検討して付保する必要がありますが、代表企業の場合は付保せざるを得ないであろう。

4. 各自治体での具体的応募・選定結果の注目事例について

（匿名自治体での審査方法、選定結果、引継ぎ時の問題等でのトラブル事例）

- ①選定方法通りの採点で、1位を獲得したが最終的に優先交渉権者に選定されなかった北海道NPO法人のケース。
- ②審査公表されたが、第2番目の交渉権者からのクレームで（価格的に最低の企業であった）、審査員会で問題になり、経緯は不明だが優先交渉権者が辞退して第2位交渉権者が選定されたS県のケース。
- ③東京の民間企業が北陸の某自治体温浴施設の指定管理者に選定されたが、外郭団体から税金が地元反映されないとの反対の声が上がり、某自治体は協定書も締結したが、議員サイドも反対同情者が増えた結果、ドタバタ騒動を引きずるのを恐れて、東京の企業が指定管理者を辞退した結果、再公募となったS市のケース。
- ④S市の地区センター指定管理者審査で、新規応募したNPO法人が、サービス向上と管理経費削減項目で優位であったが、総合点で意図的な低得点で、結果的に従前の管理委託先が選定され、NPO法人は情報公開を請求して内容詳細調査しようとしたが、自治体側からの開示が遅れに遅れて時間切れとなった北海道のケース。

5. 指定管理者として選定された民間/NPO法人の特長事例

初年度からの指定管理者契約者の形態は、民間企業だと単独の株式会社・有限会社形態であり、

共同事業体なら、株式会社・有限会社間のジョイントや、民間企業とNPO法人のジョイントが主体であったが、昨年1年間の契約形態はかなり変化し、特殊な契約ケースが多く見られ、今後の応募でも、指定管理者契約の参考事例となるので、下記ケースを紹介する。

1) 「有限責任事業組合」—LLP—が指定管理者契約

①大阪市芸術創造館を、LLP「アートサポート」が受託

同社の代表は、著名なプロデューサーであるが、芸術館に適したLLP組織での応募であり、審査及び契約段階ではいろいろあったらしいが、指定管理者としてのLLPは施設特性によっては、今後も出てきておかしくない（企業の集合体であり、自治体としては不安面もあったようだが、集合体メンバー如何では、今後も期待できる企業組織体である）。

②静岡県のレストラン・ホテル運営企業の「ヤタロー」が、公共施設の運営受託事業拡大のために、LLP「ヤタローサービス」を設立し、現在受託中の学内食堂や売店運営をベースにして、指定管理者応募に進出して、図書館、福祉施設を狙って、書店・福祉法人にLLP出資を募集している（ヤタローグループは浜松市の「サンライフ浜北」の指定管理者を開始している）。

2) PFI企業体のSPCが指定管理者契約

①さいたま市プラザノース（市民プラザ）PFI事業（鹿島建設他JV受注）が、平成20年から運営管理開始となるが、PFI事業のSPC「プラザノースマネジメント株式会社」が、指定管理者として特定された（指定管理者期間15年間）。

②岡山市では2スポーツ施設のPFI事業に指定管理者制度導入しPFI事業者のSPCが運営管理を15年間行う。

3) 有限責任中間法人が指定管理者として受託

滋賀県長浜市の「バイオインキュベーションセンター」の指定管理者に有限中間法人「バイオビジネス創出研究会」が受託。産学民合同の中間法人での受託であり、珍しいケースだが、施設がバイオ研究機関であるので、今後もこの手の施設の特性があれば中間法人を組成しての応募は出て来るであろう。

4) 民間企業が代表企業で、外郭団体が構成企業となるJV契約

大阪府中央公会堂の指定管理者として、サントリーパブリシティサービス（SPS）が代表企業として契約し、構成企業として㈱大阪市教育振興公社が入っているケースは珍しく、同じ大阪市のクラフトパークのような、㈱大阪市教育振興公社とビルマンの共同事業体契約とか、外郭団体が代表企業で契約し、構成企業に民間企業が入るケースがほとんどであった。

5) 商工会が指定管理者として運営受託

南アルプス市では、市商工会が主導し、農協、観光業者、食品メーカーも巻き込んで、商工会が指定管理者として運営する施設を活用して観光振興に取り組むケースも指定管理者としては初めてのケース。

6) 地方・都道府県を越えた指定管理者応募の動き

①スポーツ施設の場合は、全国的なスポーツ企業である、ミズノ、コナミ、シンコースポーツ、セントラルスポーツ等が、地域を問わず応募して、かつ指定管理者に選定されているのが一般的であり、又、文化芸能施設である、市民会館、市民ホール、コンサートホール等は、コングレ・コンベンションリンケージ・シグマコミュニケーション・共立・SPS 共同企業体の全国的大手が受託しているのも当然であるが、それ以外の施設は基本的には、公募自治体の地元企業・団体が受託しているのがこれまでの通例であった。

②珍しいケースで今後も出てくるのが、都道府県を越えた応募ケースで、石川県小松市の医療・介護グループである勝木グループの勝北陸体力化学研究所が、兵庫県播磨町の播磨町健康いきいきセンターの指定管理者運営の受託をしたが、いわゆる運営サービスのノウハウ、コンテンツがあれば、場所を選ばず応募して地元企業を構成企業もしくは再委託先として起用すれば運営管理可能と言うのを、他企業グループも認識すれば今後地元企業には脅威となろう。

③その他の珍しい事例では、指定管理者として「富山県中小企業団体中央会」、「八王子浴場組合」「神奈川県大手書店の有隣堂が横浜の地区センター4カ所受託—アクティオと競って」等のケースもあり、指定管理者制度へのいろいろな業界からの参入は今後ますます多くなってくる。

6. 平成18年・19年度の取組方針と準備体制について

1) 指定管理者制度も含めた官業開放化への見通しと対策

(自治体財政改革に沿った官業の民間アウトソーシング化の拡大)

①官業開放の波は、小泉内閣以降も継続されるので、指定管理者制度も法令の目的と趣旨から言っても、「直営から指定管理者制度へ」「非公募から公募へ」「民でできることは民へ」の流れは変わらない。

②平成18年9月以降も、指定管理者公募は続いていくのは間違いなく、直営や非公募で囲い込んだ施設の公募化や、市町村合併で棚上げになっていた施設の指定管理者公募が続く。

2) 指定管理者応募予定数は、計算上では60,000施設近い公施設の応募が出ると予測される。

ちなみに、近畿地方では、滋賀県の様に「次回の公募は指定管理者更新時の予定」以外は、「直営分の公募を検討」「管理委託分はまだ検討中であり、直営分随時見直し予定」「来年度順次公募予定」「公募を検討するかもしれない」との方針が出ている府県・市がある状況。

7. ビルメンテナンス業としての課題点と今後の対策

1) ビルメン企業の契約実態分析（平成18年4月1日現在）

①ビルメン企業として、指定管理者指定件数でのランキング（単独契約・JV契約数も含む）

・協栄ビルメンテナンス	15件	スポーツ施設主体、温浴施設
・サンアメニティ	14件	スポーツ施設（プール主体）、温浴施設
・太平ビルサービス	12件	スポーツ施設、駐輪場、市民会館他
・山武	11件	スポーツ施設、温浴施設、市民会館他
・オーエンス	9件	スポーツ施設（プール）、市民プラザ他
・ジャパンメンテナンス	8件	駐車場、市民会館、文化センター、公園他
・南海ビルサービス	8件	スポーツ施設、ヘリポート、駐輪場他
・陽光ビルサービス	7件	スポーツ施設（プール・体育館）、市民会館他

②ビルメン企業以外では、シンコースポーツ（29件）、アクティオ（20件）、コナミスポーツ＆ライフ（15件）、共立グループ（15件）、セントラルスポーツ（11件）、大新東（11件）、西洋フードシステム（7件）等がランク上位企業であり、ビルメン企業はこの場合再委託先となっている。

③指定管理者ランキングは、地域での集中指定タイプが主流だが、協栄BM、サンアメニティ、太平ビルサービス、ジャパンメンテナンスのように全国各地で指定されているビルメン企業もある。特異な企業は「山武」で各種施設の指定を受けており、かつ運営面でも良いパートナーを選んでおり、自治体の評価も高い。又、ビルメン資材メーカーとして知られる「アマノ」は、駐車場精算器メーカーとしての顔で駐車場の指定を5カ所受けている。

④自治体の方針・首長の考え方を過信した結果、長野県のように外郭団体が囲い込むという事前の噂と異なり、蓋を開けたら県外からの応募企業に大半指名を取られ、地元ビルメンが現場を失うケースがあったのも特徴的な反省材料であろう。

2) BM単独応募可能な案件から、共同事業体型、SPC・LLP型へ

①単独応募可能な施設は、基本的に運営ノウハウやコンテンツを必要としない施設であり、スポーツ施設でその中でもプールが多いが、今後は単独応募施設は徐々に少なくなり、共同事業体方式（JV）が多くなっていくのは間違いない。

②BM企業が代表となって、JV応募する事は今後も多くなるが、メンテナンス業務だけで

は収支面で厳しくなってくるのは、外郭団体が生き残り策のために、維持管理コストを削減する動きが出ていることから明らかであり、外郭団体とのJV編成も十分競合状態を判断しながら検討する必要がある。

- ③従って、今後はグループ応募を前提として、LLPへの参加型、JV参加型を十分研究しておく必要がある。

3) 共同事業体のパートナー選択方法（勝てるパートナー選び）

- ①運営ノウハウ、コンテンツを持つパートナーとの連携（スポーツ施設、文化芸能施設、図書館、美術館、博物館、フードサービス等）
- ②NPO法人（市民活動、男女参画、生涯学習等）
- ③既存外郭団体

4) 今後の対策

- ①指定管理者応募案件に対する戦略を見極める（守りの応募で行くか？ 攻めの応募で進めるか？）

これまで指定管理者の指名実績を持つビルメン企業は、当初既存現場の防御から取組んだが、新規事業・事業多角化策として「攻めの応募」を積極的に進め、社内でもパブリックビジネス対策室や、PFI・指定管理者担当課等を組織しているビルメン企業の成功率が高い。

- ②今後も指定管理者応募が継続していく状況から見て、自社の売上高中の官公庁受託比率が高い場合は、前向きに取組んで実績を作ることが先決であり、一方新規事業や多角化に進む企業は、指定管理者制度はビルメンにとって大きなチャンスであるとして積極的取組みをアドバイスしたい。

- ③指定管理者新規案件応募時の対策（外部専門家やコンサルティング会社の支援で進めるか、社内でパブリックビジネス担当組織を作るか？）

ビルメン企業にとって不得意な分野となる

- ①案件の民間企業指名可能性判断と応募是非決定
- ②JVパートナー選定と連携
- ③リスクマネジメント
- ④応募提案書作成（特に、施設管理積算以外の運営分野、個人情報保護体制、サービス向上策等の応募に必要な提案項目）
- ⑤JV間協定書作成
- ⑥プレゼンテーション及びヒアリング対策（Q & A）

- ⑦協定書内容検討・作成等については、専門コンサルティングを活用したほうが、時間的にも（応募要綱公表から提案書締切までの時間が短いのに作業量が多い）、内容的にも（勝てる提案内容、コンテンツの提案力）指名獲得可能性が高くなるのではないのでしょうか。

大阪府における指定管理者制度の導入状況について

1. 導入状況

- 「大阪府行財政計画（案）平成16年度版」（平成16年11月策定）

公の施設について「府として施設を保有する必要性を再点検するとともに、新たに創設された指定管理者制度も活用しながら、府民ニーズに合致した質の高いサービスの提供と効率的な施設運営を一層推進」

⇒68施設について指定管理者制度を導入。うち、青少年海洋センター・ファミリー棟（愛称：マリンロッジ海風館）は平成17年4月から、残り67施設は今年度から導入。

(1)公募・非公募

- 大阪府における指定管理者の選定は、原則「公募」

- 公募によらない方法をとる場合

「民営化や廃止を検討している施設で、暫定的に指定する場合」

「施設の設置目的、特性、整備手法、立地条件及び地元市町村等との関わりなどから、公募によることが適切でない場合」など

- 制度導入68施設中、4分の3にあたる51施設を公募とし、残り17施設が「非公募」

(2)申請団体数

- 5団体を上回る申請があった施設…26施設（公募施設の約半数）

- 2団体以上の複数の団体から申請のあった施設…42施設（同8割強）。

⇒複数提案による競争原理が働き、指定管理者制度の目的である「住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る」ことが期待される。

(3)指定期間

- 府では「概ねの基準」を示しており、各施設の特性や管理業務の内容等に応じ、期間を設定。

- 建物等物理的施設の維持管理や定型的業務が主たる業務である施設……3年程度

- 事業の企画力や一定の専門性が必要とされる業務が主たる業務であり、人材育成やノウハウの面で継続性、安定性を要する施設……5年程度

- 「3年」が23施設（34%）、「5年」が39施設（57%）で、全体の約9割を占める。

- 特別の事情がある施設については、その必要性、合理性等を明確にした上で、基準と異なる期間を設定する場合もある。

(4)選定状況

○「新規」20施設（29%）…従来の公の施設の運営を管理委託していた団体ではない団体を選定。

○「拡大」3施設（4%）…これまでの管理委託団体を構成員に含めた団体（共同事業体）を指定管理者として選定（管理委託団体が他の事業者やNPOとジョイント）。

○「継続」45施設（66%）…これまでの管理委託団体を指定管理者として選定したもの。

○指定管理者制度は、公の施設の管理運営について、これまでの公的団体に加え、新たに、NPOや民間事業者等にも参入機会を拡大し、互いの強みを生かした多様な提案の中から、最も効率的で質の高い公共サービスを提供するものを選択するシステム（「公」から「民」に管理の主体を切り替えることを目的としたものではない。）

○複数事業者から申請があった施設については競争が生じた

○1団体からしか申請がなかった施設であっても、外部委員を含めた選定委員会による、提案内容についてのサービス・コスト両面からの評価がなされた（この内容の変化こそ、この制度の期待するところであり、評価すべき点である。）

2. 導入効果

(1)サービス向上

サービス向上にかかる申請団体からの主な提案内容

○プログラムや集客事業の充実

○指定管理者による施設、設備、機器等の計画的な改修、更新

○開館日・時間の弾力化・拡大

○各種マニュアルの整備

○ボランティア、NPO、学校、地元との協働

○隣接地域・施設との一体的な運営

(2)経費縮減

○経費縮減にかかる府全体の効果は、制度導入前後の予算規模で概ね約1割（ただし、現時点での「超概算」という粗い試算）。

(3)府施策への協力

大阪府における指定管理者選定の際の評価項目については、

○「平等利用」、「施設効用の最大限発揮」、「経費の縮減」、「管理能力」が柱。

○本府の進める各種施策との整合を図る観点から、就職困難者の雇用・就労支援や知的障害者の清掃現場への就業、府民・NPOとの協働、環境問題への取組みなども評価項目とした。

3. その他（選定委員会）

- 指定管理者の選定に際しては、公募・非公募を問わず、選定委員会を設置。
- 選定における公平性・透明性の確保を図るため、外部の有識者で構成するよう努めている（昨年度の委員数98名のうち89名、約9割が外部委員）。
- これらの委員に、それぞれの専門性を発揮していただき、委員会の総意として、サービス・コストの両面から総合的に判断し、最適者を指定管理者と選定。

この制度に基づく施設の運営は、まだまだこれからが本番。我々地方公共団体も指定管理者と手を携えて、一層のサービス向上と経費の縮減に資する運営を目指していかなければならないと考えている。

大阪市における指定管理者制度の導入状況について

1. 制度導入状況

導入経過

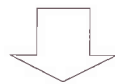
- | | |
|-----------|---|
| 平成15年10月 | 青少年文化創造ステーション（第1号）
以後、順次制度導入 |
| 平成18年7月現在 | 277施設において、制度導入
今後、直営施設についても、制度導入が可能な場合は活用を図っていく。 |

2. 公募・非公募の割合

- | | |
|-------|--------------|
| 公募施設 | 157施設（56.7%） |
| 非公募施設 | 120施設（43.3%） |

※公募・非公募の基準（公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する指針）

- 各施設を所管する局は、指定管理者の選定にあたって、原則として公募を行うこととする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
- (1) 当該施設が本市の施策を展開していくうえでの拠点となる施設であり、その管理運営主体が施策を展開するうえでの中心的役割を担う団体であって、当該団体に管理を行わせることで、公の施設の効用を最大限に発揮することができると認められた場合
- (2) 施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合
- (3) その他公募を行わない合理的な理由がある場合
- 公募は、1施設ごとに行うことを基本とするが、複数の施設についてまとめて管理を委ねることで施設の効用が高まり、市民サービスの向上へつながるなど特別の事由があるときはこの限りでない。



基準が不明確

指針の改正（予定）

3. 公募施設における指定管理者の内訳

本市の外郭団体等	79施設（50.3%）
民間事業者等	78施設（49.7%）

4. 指定の期間

基本は4年（施設の性質等により、4年以外もあり）

※非公募施設（平成18年4月からの制度導入施設に限る）については、2年間としている。

5. その他

法令等の遵守「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」平成18年4月1日施行

参考：大阪市の指定管理者制度に係るホームページアドレス

<http://www.city.osaka.jp/keieikikakushitsu/shitei/index.html>

- 公募施設一覧表（随時更新）
- 指定管理予定者選定結果一覧
- 指定管理者一覧